

令和7年度十和田市市民活動保険実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動における市民活動者の事故について、十和田市市民活動保険（以下「市民活動保険」という。）により補償することを定めることにより、市民が安心してボランティア活動その他の市民活動に参加できるように支援し、当該活動の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 公共的な活動（その計画、準備等実施に関わる過程の会議、研修会等を含む。）であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 計画的に行われていること。

イ 日本国内における活動であること。

ウ 報酬（実費弁償程度のものを除く。）を受けないで行う活動であること。

エ 自発的かつ継続的に行う社会貢献活動であること。

オ 非営利的な活動であること。

カ 政治又は宗教に係る活動でないこと。

キ 害虫・害獣駆除のために行う活動（銃火器を使用する活動を含む。）でないこと。

ク 野焼き又は山焼きを行う活動でないこと。

ケ 職場等の行事として行う活動でないこと。

コ 学校等の管理下の活動でないこと。

サ 危険度の高い活動でないこと。

(2) 市民活動者 市民活動に携わる者であって、市民活動団体を構成するものの又は市内に住所を有するものをいう。

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的とし

ない団体であって、主に市内に住所を有する者によって自主的に組織され、活動拠点を本市に置く団体をいう。

- (4) 補償対象者 損害賠償責任事故に係る補償にあつては市民活動団体及び市民活動者を、傷害事故に係る補償にあつては市民活動者をいう。

(保険契約)

第3条 市は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）との契約に基づき、市民活動保険による補償をするものとする。

(保険期間)

第4条 市民活動保険の保険期間は、令和7年4月1日から令和8年4月1日までとする。

(市民活動保険の適用の対象となる事故)

第5条 市民活動保険の適用の対象となる事故は、令和7年4月1日から令和8年4月1日までの間に発生した次に掲げる事故とする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動において、補償対象者が、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含む。）又は財物の滅失、損傷若しくは汚損（以下「損壊」という。）について法律上の賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 市民活動中（当該市民活動の集合、出発又は解散の場所と市民活動者の住所との通常経路による移動中を含む。ただし、あらかじめその行動が予定されていたことが書面等により確認できる場合に限る。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、市民活動者が死亡又は負傷した事故をいう。

(市民活動保険の適用の対象外となる事故)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民活動保険を適用しない。

- (1) 補償対象者の故意による事故
- (2) 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する事故

(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故

(4) 次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれに定めるもの

ア 損害賠償責任事故

(ア) 補償対象者が所有し、使用し、又は管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

(イ) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故

(ウ) 補償対象者と同居する親族に対する事故

(エ) 施設の建設、改築、改造、修理、取壊し等の工事による事故

イ 傷害事故

(ア) 補償対象者の無資格運転、酒酔い運転等での自動車等による事故

(イ) 補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失（ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒による事故、日射又は熱射による熱中症等によるものを除く。）に起因する事故

(ウ) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故

(エ) 外傷性頸（けい）部症候群、腰痛等で他覚症状のないもの

(オ) 山岳登山、ハングラライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、外洋におけるヨット操縦等の危険な運動による事故

(カ) 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動等で危険度の高い活動中の事故

(5) その他第3条の規定による保険会社との契約に適用される契約約款、特約条項等に定めのあるもの

（損害賠償責任事故の支払対象となる損害又は費用）

第7条 損害賠償責任事故の支払対象となる損害又は費用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該損害賠償責任事故によるものとして確定した治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他の

損害

- (2) 当該損害賠償責任事故に係る損害の防止又は軽減のために支出した費用
- (3) 当該損害賠償責任事故に係る損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で保険会社の書面による同意を得て支出した費用
- (4) 補償対象者が保険会社の事務に協力するために支出した費用
- (5) その他第3条の規定による保険会社との契約で定める損害又は費用
(損害賠償責任事故に係る保険金の種類及び支払限度額)

第8条 損害賠償責任事故において支払われる保険金の種類及び支払限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 損害賠償責任事故において支払われる保険金は、前条に掲げる損害又は費用の合計額から別表第1に掲げる免責金額を減じた額とする。ただし、当該減じた額が同表の限度額を超える場合の保険金の額は、当該限度額とする。
(傷害事故に係る保険金の種類及び支給額)

第9条 傷害事故において支給されるべき保険金の種類、支給理由及び保険金額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 別表第2に掲げる保険金は、併給することができる。ただし、死亡保険金と後遺障害保険金とを併給する場合における保険金の額は、死亡保険金の額を限度とする。
(事故の通知)

第10条 補償対象者（傷害事故に係る補償対象者が死亡した場合は、その法定相続人。次条及び第13条において同じ。）は、市民活動中に第5条に規定する事故が発生したときは、遅滞なく市長に通知しなければならない。

(事故の報告)

第11条 補償対象者は、前条の規定による通知の後、速やかに、当該事故の内容を十和田市市民活動保険事故報告書（別記様式）により市長に報告しなけ

ればならない。

（事故の判定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、補償対象者の市民活動中の事故であるかどうかを審査し、補償対象者の市民活動中の事故に当たる可能性があるとは判定した場合は、その結果を前条に規定する十和田市市民活動事故報告書を添えて、速やかに保険会社に通知するものとする。

（保険金の請求）

第13条 保険金の支給を受けようとする補償対象者は、損害賠償責任事故に係るものにあつてはそれに係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法的な解決を終えた後に、傷害事故に係るものにあつては別表第2に定める支給理由が確定した後（入院保険金、手術保険金及び通院保険金にあつては、全ての治療が完了した後（事故の発生の日から起算して180日目を経過するに至った場合は、その経過した日以後））に、保険金の請求に必要な書類を添えて、保険会社に対し、保険金を請求するものとする。

（保険金の支払）

第14条 保険会社は、前条の規定による保険金の請求があった場合は、保険金の請求を行う者（次項において「請求者」という。）が開設している金融機関の口座に保険金を振り込むことによって、保険金を支払うものとする。

2 保険会社は、前項の保険金の支払を行ったときは、請求者及び市長に対して、当該手続を行った旨を通知するものとする。

（その他）

第15条 第5条から前条までの規定に定めるもののほか、市民活動保険に関し必要な事項は、第3条の規定による保険会社との契約の規定を準用するとともに、それらに定めのない事項は市と保険会社が協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

保険金の種類	支払限度額	免責金額
施設・生産物賠償 （対人補償）	1 人につき 100,000,000円 1 事故につき 200,000,000円 （生産物賠償についてのみ保険期間 中につき 200,000,000円）	1 事故につき 5,000円
施設・生産物賠償 （対物補償）	1 事故につき 100,000,000円 （生産物賠償についてのみ保険期間 中につき 100,000,000円）	1 事故につき 5,000円
受託者賠償責任 （対物賠償）	1 事故につき 3,000,000円	1 事故につき 5,000円

別表第 2（第 9 条、第 13 条関係）

保険金の種類 (1 人当たり)	支給理由	保険金額
死亡保険金	補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して 180 日以内に死亡した場合	5,000,000 円
後遺障害保険金	補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して 180 日以内に保険会社との契約に適用される保険約款、特約条項等に定める後遺障害を生じた場合（当該期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181 日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合）	死亡保険金の額に、後遺障害の程度により保険会社との契約に適用される保険約款、特約条項等に定める割合を乗じて得た額（15 万円～500 万円）
入院保険金（日額）	補償対象者が傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため入院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して 180 日以内の期間に限る。）	3,000 円
手術保険金	入院保険金の支給理由に該当し、かつ、当該治療において手術を受けた場合	手術の種類に応じ、入院保険金（日額）に 10 から 40 までの数を乗じて

		得た額（3万円～ 12万円
通院保険金（日額）	補償対象者が傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため通院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。）	2,000円